装管調第２６８号
２７．１０．１
一部改正　装管調第１７７５９号
令和２年１２月２４日
一部改正　装管調第８７６２号
令和４年５月３０日

調達事業部長
各地方防衛局長　殿

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

予備調査実施要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙
写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長
配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

別紙

予備調査実施要領

1　予備調査の意義

予備調査とは、契約締結前に、契約相手方として予定される者（以下「契約予定相手方」という。）からの申請に基づき、当該契約予定相手方の作成する図面、使用する材料、部品及び製造工程等に関して行う技術的調査をいう。

2　契約予定相手方の範囲

契約予定相手方は、調達の予定される装備品等について、契約の相手方となりうる者のうち、次の各号に掲げる者とする。

⑴　装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第４号）第14条の２の規定に基づく防衛大臣による調達の相手方の選定の通知があった場合において、契約予定相手方として適当と認める者

⑵　法令による許認可をうけていること、工業所有権（自主開発、技術援助契約等により取得した技術上の知識を含む。）を保有していること又は官公署等の検定、認定、基準、規格等に合格していること等の資格要件を必要とする契約にあっては、当該資格要件に該当する者。ただし、当該者が２以上ある場合を除く。

⑶　前２号に掲げる者のほか、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が必要があると認め随意契約の相手方として決定した者

3　予備調査の実施

⑴　地方防衛局長等（北海道地方防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。以下同じ。）は、契約予定相手方から別記様式第１による予備調査の実施に関する願い書（以下「願い書」という。）の提出を受ける場合には、提出に先立ち願い書の確認事項欄の記載事項について所掌の物別官室長（調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部航空機調達官付回転翼室長をいう。以下同じ。）の確認を受けさせるものとする。

⑵　地方防衛局長等は、願い書の提出を受けた場合には、その写しを所掌の物別官室長に送付するとともにその内容を審査し、実状やむを得ないと認めたときは、予備調査を実施することができる。

⑶　予備調査の実施方法については、願い書に従い従来の仕様書、監督実施要領その他の資料に基づき、契約予定相手方の意見を徴して地方防衛局長等が定める。

⑷　地方防衛局長等は、願い書に担当区域外の下請負がある場合には、意見を付して願い書を当該区域を担当する補助者に送付するものとする。

⑸　地方防衛局長等は、担当区分又は予備調査の実施方法について疑義がある場合には、あらかじめ、所掌の物別官室長に連絡し所要の調整を受けるものとする。

⑹　地方防衛局長等は、予備調査を実施した場合には、別記様式第２の予備調査成績表を作成するものとする。

４　予備調査の成績に関する記録の利用

契約締結後の監督、検査において、予備調査の成績を追認し、また、予備調査の成績に関する記録を監督検査資料として利用することができる。

５　雑則

この改正前の要領に規定する様式は、当分の間、改正後の要領に規定する様式とみなして使用することができる。

別記様式第１

○○防衛局長
○○防衛支局長　　殿
○○防衛事務所長

契約予定相手方
会 社 名
住　　所
代表者名
担当者名
連 絡 先

予備調査の実施に関する願い書

標記について、防衛装備庁において調達が予定されている下記品目の、予備調査を必要といたしますので、下記のとおり予備調査を実施されたくお願いします。

なお、予備調査は当社の危険負担において実施を願うものであることを確認いたします。

記

１　品目の名称及び数量
２　予備調査の実施の希望時期及び場所（下請負を含む。）
３　予備調査の範囲
４　願い出の理由

確認事項
(1)　願い書提出者は契約予定相手方である。
(2)　契約時期は、令和　年　月　日を目途としている。
(3)　納期は、令和　年　月　日の予定である。

以上のとおり確認する。
令和　年　月　日

物別官室長名

別記様式第２

予　備　調　査　成　績　表

会社名
品　名

年月日	調査品目の名称及び数量	成　　績	調査場所	調 査 者